

令和3年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

令和3年9月27日（月）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、大福哲也、長濱一郎、橋本和夫、小川金二、栗原剛、田中克博、平野久雄
山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

小田川篤雄、坂本博、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について |
| 第5号議案 | 生産緑地変更申請に伴う農業委員会の意見について |

開会 午後1時24分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。若干早いのですが皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の中、総会に出席いただきまして、ありがとうございます。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中農業委員会総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。最近天候不順でありまして、なかなか畑が予定通り進まない方もおられると思うのですが、私の家でも栗をやってしまして、今年は初めの頃イガがいっぱいあっていいなと思いましたが、8月、9月に入ってからなかなか育たなくて、2、3日前に計算しましたら、収量の比較なんですけど、去年の5分の1ぐらいの量しかとれなくて、栗も天候に随分左右されるなど、他の作物もそうでしょうけど、天候をあてにする職業ですので、皆さまあてが外れた方もかなりいらっしゃるんじゃないかと思えます。またここで台風がこちらへ向かってくるようですが、昨今特にあきる野市でも数年前大洪水が川の方でありまして、畑も水浸しになる恐れもありますので、気を付けてもどうしようもないと思えますが、作物管理に気を付けていただきたいと思えます。またこのコロナ禍で今日も選抜メンバーでの開催ですが、新聞報道等伺って来月からは通常通りの全員参加の農業委員会総会ができるかも知れませんが、ぜひその時には皆さま全員参加していただければと思います。よろしくお願いいたします。今日は案件が少しありそうですので、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに進行できますようお願いいたします。終わります。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、9月3日、金曜日に開催された広報研究会に、広報委員3名と事務局1名で参加しました。また、9月16日、木曜日に開催された西多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に、昨年度新たに任命された委員5名と職務代理、事務局、私の計8名で参加しました。諸報告は以上です。また、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員で開催することとしております。本日の署名委員は田中克博委員と山崎委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受61、収受62は関連案件のため一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和3年9月27日提出。あきる野市農業委員会、

会長、甲野富和。

(第1号議案・収受61 朗読)

(第1号議案・収受62 朗読)

以上となります。

(議長) 続きまして、収受61、収受62について、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) はい。それでは、収受61、62をご報告させていただきます。去る9月21日、事務局2名と山崎委員と私の4名で現地調査を行なって来ました。地図は7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず収受62ですが、○○○○さんは●●の信号の所にある●●●●●●●●の経営者なんですね。その●●●●●●●●の真裏に自分の畑もあるのですが、実はこの○○○-○は竹がすごくタケノコが、もう何年も農地にも関わらず竹を伐採していなくて、最近ちょっと抜根をし始めたという地域でございます。そして、収受61の□□□□さんから土地を借りる所ですが、同じく7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの現状は草が生い茂って、草刈りをしないと農地にならないというような状況の土地でございます。そんな内容になっておりまして、○○○○さんが自分の畑の裏に隣接する畑を買うという申請が出ましたので、抜根作業と草刈りをすればいいのではないかという結論になりましたので、ご報告させていただきます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中英雄委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受61、収受62について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受74について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受74 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受74について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) はい。それでは、収受74について報告をいたします。9月21日に田中推進委員と市役所の担当者2名と私の4人で現地調査を行っております。当該現地ですが、地図は8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず○○○、△△△、□□□-□の現況ですが、栗の木や柿の木が数本ありました。それから、多分その昔には畑だったと思われる所もこちらも含めて下草の方はきれいに刈られておりますけれども、作物の方は作付けはされておりました。譲受人の○○さんはこちらについては、柚子などの生り物を計画しているとのことでございます。次に◇◇◇から▽▽▽につき

ましては、草はきれいに刈られた状態ではありましたが、作物については作付けはありませんでした。こちらは日当たりが良好でありますので、いろいろと野菜を作っていきたいということでございます。あと、地図の上の方に▲▲▲番がございしますが、これは●.●●㎡ということで●坪ちょっとになります。こちらの方は現況は竹林になっております。ただ小さな土地ですので、タケノコがとればいかなと考えているようでございます。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 譲受人の括弧書きの数字は何でしょうか？それと、会社役員ということになっていますが、農業ができる状態なのでしょうか？

(事務局次長) はい。では、まず括弧書きの数字からご説明をさせていただきます。こちら、世帯で持っている面積が●,●●●㎡、お父様名義の土地もございまして、世帯で●,●●●㎡持っています、ということになります。それで〇〇さん名義の土地については●,●●●㎡です、という表記になっております。会社役員については事務局の方から説明いたします。

(事務局) はい。会社役員についてですが、今、〇〇さんは●●●●●●というところで役員をされています。平日はやはり仕事をされているのですが、土日は積極的に畑に出て農作業に従事されていると伺っております。経験についてですが、〇〇さんは●●大学の農学部を卒業されておりますので、そういった面でも栽培については経験は十分にあるのかなと思っております。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・この▲▲▲番●.●●㎡は、隣接地に自分の畑があるとか、そういうことではないのですか？少し離れた所に独立してありますが・・・

(事務局次長) 隣接地に自分の畑があるということではないのですが、今回、□□さんのお持ちの畑を全部譲り受けるということで、▲▲▲番、ちょっと小さな畑ですが、こちらも合わせて所有権移転するということでございます。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受74について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。それでは、地図は9ページをご覧ください。去る21日に田中克博委員、

事務局2名と現地を確認させていただきました。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇-〇ですが、こちらはハウスが2棟、苗などを少しやっているようですが、それと半分以上ツルムラサキが植わっております。特に問題ないかと思えます。△△△は〇〇さんの家がすぐ目の前にありまして、ここは地図でもお分かりの通り、住宅に囲まれたような所でちょっと石も多くて、ここについては果樹、柚子が1本、ミカンが7本、梅が4本、柿が4本、そんな具合に植樹されております。これも問題ないかと思えます。次に道路の右側になるのですが、□□□□、◇◇◇◇、▽▽▽▽、▲▲▲▲ですが、こちらは一団となっております、ハウス2棟とネギ、オクラ、ゴーヤ、ショウガ等が植わっております。空いている所についてはきれいにうなっております。特に問題ないかと思えます。それから次のページ、10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

■ ■ ■ ■ - ■ はかなり大きい畑なのですが、こちらはハクサイ、イモ、シュンギク、ニンジン、ブロッコリーなどが植栽されております。特に問題ないかと思えます。〇〇さんはここで定年になりまして、今は一生懸命百姓をされて、現地にもいらっしゃいましたけど、ファーマーズセンターにも毎日のように来ています。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。9月21日に小田川委員と事務局2名と現地調査をしてまいりました。地図は10ページになります。

(現地案内図 説明)

この畑には隣接する道路がないということで、〇〇さんの畑から入らせてもらって歩いて行ったのですが、〇〇〇〇番は周りほとんどが住宅に囲まれて、農業はやりにくい場所かなと思いましたが、ここに栗が植えられておりまして、下草も刈られておりました。農地として耕作されておりますので、問題ないかと思えます。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・この畑の左側の道からは入れないのですか？

(事務局) 赤道のようなものがありまして、耕運機1台ぐらいなら入れます。

(議長) 他にご質問・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3の草花分について、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。同じく9月21日に現地調査に行っていました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇-〇の畑ですが、ご自宅が道路挟んで北側でございます。畑の右上部分にはもう片付けてありましたが、カボチャが作付けされていたようです。右下部分にはナスがありました。左下部分には●間の奥行き●●メートルぐらいの苗床がありました。左上部分はトウガラシが1列ありました。あと、空いている所にはズッキーニやトウガン、カボチャなどがあったようですが、片付けた後でした。〇〇さんはファーマーズセンターの会員でして、出荷もされて、熱心に取り組んでおりますので問題ないと思います。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) 続きまして、番号3の秋川分について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。秋川分の説明をいたします。9月21日に事務局2名と平野委員とで現地調査に行っていました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらには現在ネギなどが栽培されておりました。あと、葉物が何柵か入っておりまして、あとの残り半分ぐらいが秋作の準備だと思っております。耕耘されてきれいに整地されて、これから手をかけるような段階だったと思います。きれいに使われている様子が伺えました。周りに家がかなり近くにあるので、農作業はやりづらいかないという気はするのですが、きれいに整って農業をやられているのは確認できました。以上、報告を終わります。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員、長濱委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。続きまして、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和3年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。圃場についてですが、9月21日に橋本委員と事務局2名とともに現地調査に伺いました。場所は地図の13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

5筆の畑なのですが、一体として1つの畑になっております。圃場の状態なんですけれども、当日ちょうど息子さんが草の刈払い作業中でして、直接お話を伺いました。夏までは作付けが行われておりまして、現在はちょっと草が生えている状態だったのですが、こちらの畑につきましては去年の10月の段階で、私の方でもネギやハクサイ等の栽培を確認しております。大変きれいに圃場の管理をされていたことを覚えております。よって、耕作につきましては問題はないかと思われます。故障の認定についてなのですが、5月18日に都市計画課の担当者2名と事務局1名とともにご本人と面談させていただきました。コロナ禍の状況ですので、ご本人とはガラス戸越しにお話を伺いました。お話自体は主に息子さんの□□さんとさせていただきました。お体の方は要支援●ということもあり、診断書を見せていただきました。これまでは息子さんが圃場の管理をされていたようですが、息子さんはご自身の所有の農地管理もあり、今後介護と合わせてこの農地の管理をしていくのは困難というお話でした。伺った様子から本人、ご家族ともに今後この圃場の管理は困難と思われます。以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

(議長) 続きまして、診断書が提出されておりますので、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは診断書を読み上げます。

(診断書 朗読)

このような診断書をいただいております。以上となります。

(議長) はい。ただいま、事務局と大福委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、○○○○さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和3年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。9月21日に大福委員と事務局2名、合計4名で現地調査に行きまいました。地図は14ページになります。

(現地案内図 説明)

こちらの畑の北側にご自宅がございまして、屋敷続きの畑となっております。ここは土がいいなど話しをしながら見ていたのですが、作付けとしてピーマン、ダイコン、ミカン等がございました。空いている所にもマルチが少し敷いてあって、これからの準備がされているようでした。問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて番号2について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の橋本委員、説明願ひます。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。9月21日に大福委員と事務局2名、合計4名で現地調査に行きまいました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

道路から10メートルぐらい離れた所にご自宅、その南側にある畑です。この奥にも少し農地がありまして、この○○○○-○は畑としてやっているのですが、非常に石が多くて結構大変で、石を取っている状況であります。ちょうど井戸があるので作りやすいんですよ、という話しで、長いこと、10年ぐらいかかるんじゃないかなと思うほど。現状ではオクラ、ネギ、トマト、ソラマメができておりました。本当に私は、自分のこととさせていただきますが、いい状況で私は農業ができていたんだなと感じました。一生懸命やるというように話をしていましたので、きれいになることを願ひながらご審議をお願ひします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(小川委員) 教えていただきたいのですが、面積が●●●m²なのですが、この面積で大丈夫なんでしょうか?

(事務局) それについてですが、15ページの地図の当該地○○○○-○の下の部分も生産緑地になっておりまして、一団ということと合計300m²を超えておりますので、この面積でも指定可能ということになります。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続いて番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明いたします。9月21日に長濱委員、事務局、計4名で現地調査に行っておりました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地はご自宅の南側にある畑でございます。現況としましてはサツマ、ゴーヤ、オクラ、ナス、ピーマン、イチジクときれいに作付けされておりまして、また秋作の準備も整っているような状態でございます。所有者の〇〇さんは優秀な●●●でもありますし、何ら問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号3について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地変更申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和3年9月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(事務局) 引き続きこちらの議案につきまして、ご説明させていただきます。地図につきましては、17ページをご覧ください。こちらは武蔵引田駅の区画整理地内の生産緑地の指定ということなのですが、これまで従前の土地でも生産緑地の指定をしていた所でこのたび換地先と面積が決定しまして、今後も区画整理が終わった後も生産緑地として維持していくということで、今回案件として上がってきた次第でございます。現地につきましてはまだ工事中ということで、現地調査などは特段行なっていません。以上になります。

(議長) はい。この件について、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月25日、月曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時24分